

この書類を県税事務所に提出すると、自動車税（種別割）の還付金は譲受人に支払われます。よくお読みください。

様式第1号（令和元年10月1日改正）

## 自動車税（種別割）過誤納金の還付請求権譲渡通知書

年 月 日

茨城県 県税事務所長 殿

《譲渡人（納税義務者）》

住所（所在地） 〒 -

氏名（名称）

代表者名

連絡先（電話番号） ( ) -

印

私は、次の過誤納金（還付加算金を含む）に係る還付請求権を下記の譲受人に譲渡しましたので通知します。

|        |                       |      |  |    |                 |                |    |                                   |  |
|--------|-----------------------|------|--|----|-----------------|----------------|----|-----------------------------------|--|
| 譲受人    | 住所<br>(所在地)           | 〒 -  |  |    |                 |                |    |                                   |  |
|        | 氏名<br>(名称)            | フリガナ |  |    | 連絡先<br>(電話番号)   | ( ) -          |    |                                   |  |
| 過誤納還付金 | 自動車の登録番号              |      |  |    | 税金の年度<br>(課税年度) | 還付の発生事由及びその年月日 |    |                                   |  |
|        | 水戸<br>土浦<br>茨城<br>つくば |      |  | かな |                 |                | 年度 | 年 月 日<br>1 抹消 2 超過納付<br>3 その他 ( ) |  |

### 注意事項

- この書類は、還付原因の発生した日から1週間以内に提出してください。また、還付の発生が確認できる書類(抹消登録や非課税であること等が確認できる書類)を添付してください。
- この書類は、必ず譲渡人(納税義務者)が自署し、登録印(実印)を押印のうえ、印鑑証明書(原本で発行日から3か月以内のもの)を添付してください。
- 譲渡人の住所・氏名が車検証と異なる場合は、住民票謄(抄)本・戸籍謄(抄)本・商業登記簿謄本等(発行日から3か月以内のもの)の変更の事実が確認できる書類を添付してください。また、2週間以内に納付された場合には、領収証書の写しも添付してください。
- 「自動車税減額賦課決定通知書」及び「自動車税過誤納金還付(充当)通知書」は、譲渡人(納税義務者)へ送付します。
- この書類を提出されても、県税の未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当されることがあるため、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しません。
- 上記過誤納金について口座振替を希望される場合は、右記の口座振替申出欄に記入してください。
- 提出先は裏面の管轄県税事務所をご参照ください。

### 口座振替申出欄

|                 |                       |  |       |
|-----------------|-----------------------|--|-------|
| 金融機関名           | 金庫<br>銀行 本・支店<br>信用組合 |  |       |
| 金融機関コード         |                       |  |       |
| 支店コード           |                       |  |       |
| 口座種別            | 1. 普通                 |  | 2. 当座 |
| 口座番号            | No.                   |  |       |
| フリガナ            |                       |  |       |
| 名義人氏名           |                       |  |       |
| ※譲受人名義の口座に限ります。 |                       |  |       |